
墨 田 区 障 害 者 行 動 計 画

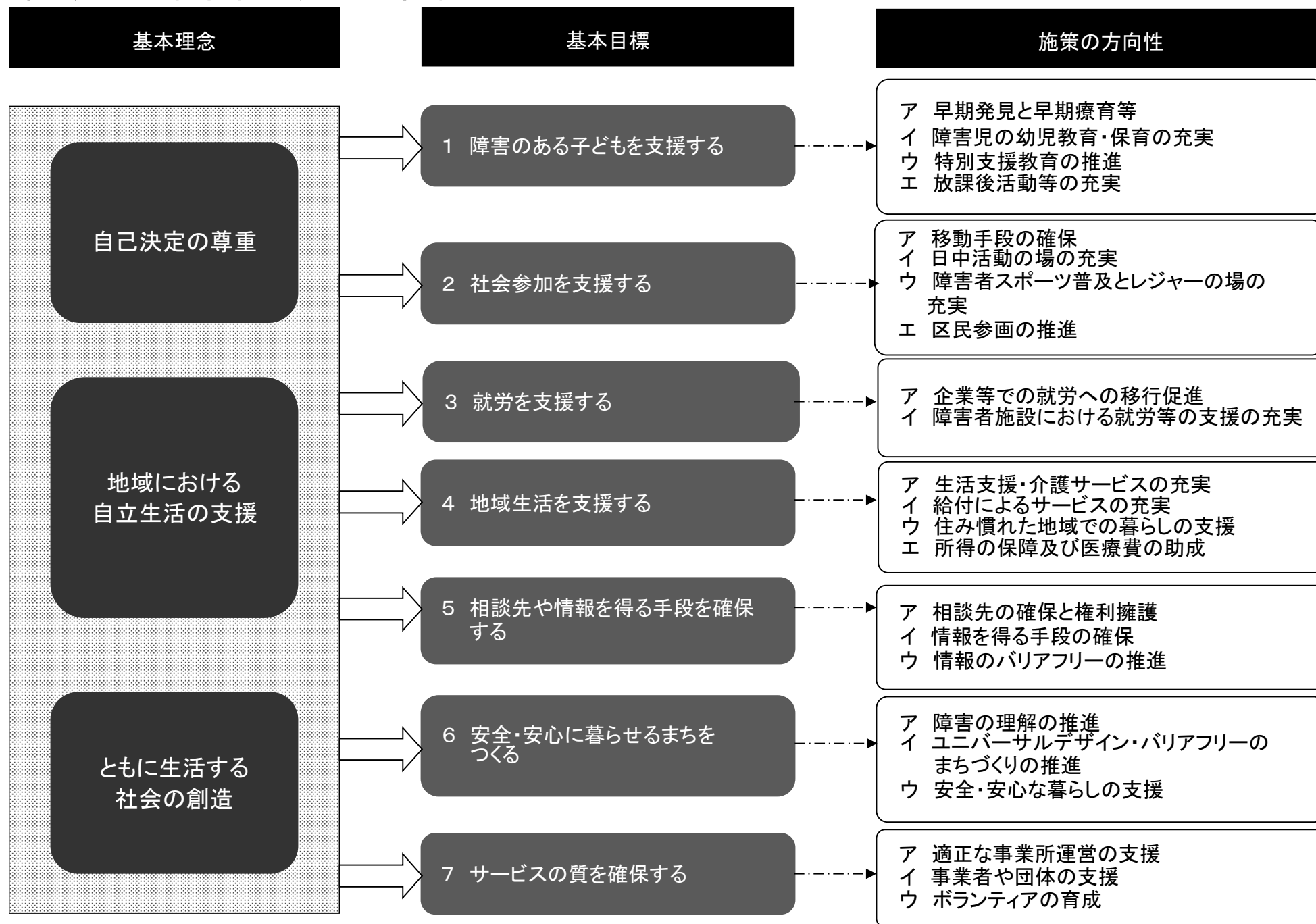
第5期：令和3年度～令和5年度

令 和 4 年 度 実 績 報 告
令 和 5 年 度 事 業 計 画



ひと、つながる。
墨田区

第5期墨田区障害者行動計画の体系図



第5期墨田区障害者行動計画（令和4年度事業実績・令和5年度事業計画）

（基本目標1）障害のある子どもを支援する

施策の方向	事業名（☆重点事業）	事業内容	令和4年度事業実績	事業評価	令和5年度 事業計画
ア 早期発見と早期療育等	1 新生児聴覚検査の実施 [向島保健センター、本所保健センター]	新生児に聴覚検査を実施し、先天性の聴覚障害を早期に発見し、早期療育や支援につなげます。	・新生児聴覚検査実施 1,664人 ・新生児聴覚検査費用助成（償還払い）480人	A	・新生児聴覚検査実施 1,800人 ・新生児聴覚検査費用助成（償還払い）500人
	2 経過観察健康診査・経過観察心理相談の実施 [向島保健センター、本所保健センター]	・乳幼児健診後、発育・発達に関し経過観察を必要とする乳幼児に対して健康診査を行い、保護者・乳幼児に適切な保健指導を行います。 ・乳幼児の発達の状態に応じて、関係機関と連携して支援します。	・経過観察健康診査 延べ人数 向島 82人 本所 96人 ・経過観察心理相談 延べ人数 向島 140人 本所 179人	A	・経過観察健康診査 向島保健センター12回 本所保健センター12回 ・経過観察心理相談 向島保健センター72回 本所保健センター84回 (1.6歳児・3歳児健診同日実施含む)
	3 ☆ 児童発達支援センター等の運営 [障害者福祉課]	・すみだ福祉保健センターみつばち園を区の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターに位置づけ、障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行います。 ・すみだステップハウスおおぞら にじの子において、みつばち園と連携し、小学校3年生までの障害児を対象に支援を行います。	●在籍利用者数(令和4年度末) みつばち園359人 ●療育等提供実績(令和4年4月～5年3月) ・集団療育実績(延べ人数) みつばち園2,338人 ・個別療育(延べ人数) みつばち園3,113人 ・保育所等訪問支援(延べ人数) みつばち園96件 ・相談実績(延べ人数) みつばち園1,562人	A	保育所等訪問支援、墨田区児童通所支援事業所連絡会、その他見学の受入れなどを通じて支援を行います。
イ 障害児の幼児教育・保育の充実	4 障害児の保育園受入れ支援 [子ども施設課]	保育園における障害児保育の充実を図るため、障害児4名につき1名の非常勤保育士を配置し、重度認定障害児には非常勤保育士1名を配置します。	・各園に正規保育士1人を配置し、重度認定児には非常勤保育士1人を配置しました。また、必要に応じて会計年度職員を配置しました。	A	各園に正規保育士1人を配置し、重度認定児には非常勤保育士1人を配置します。また、必要に応じて会計年度任用職員を配置します。
	5 障害児の幼稚園受入れ支援 [学務課、子ども施設課]	・区立幼稚園において障害児の受入れを行うとともに、介助員を配置し、早期教育を実施します。 ・障害児を受け入れている区内の私立幼稚園設置者に対し、障害児教育事業に要する経費を園児数に応じて助成します。	・就園指導委員会を開催 (①6/14、②9/5、③11/22、④12/15、⑤2/10) ①在園幼児の判定：5歳児1人 ②在園幼児の判定：4歳児1人 ③在園幼児の判定：4歳児1人 ④新入園児の判定：新4歳児10人、介助員8人 ⑤新入園児の判定：新4歳児1人、介助員1人 [学務課] ・私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金 14件 [子ども施設課]	A	・就園指導委員会の開催 軽度障害児の判定を行い、介助員を配置します。 開催予定 ①年度途中（在園幼児の判定）②12月～3月（新入園児の判定） 判定予定人数：18人（3人×6園） 介助員配置予定数：12人（2人×6園） [学務課] ・私立幼稚園等特別支援教育事業等補助金 障害児及び心理相談員が障害児に準じると判定した園児に対して、補助経費を支給します。 支給予定件数：16件 [子ども施設課]
イ 障害児の	6 保育士及び幼稚園教員等に対する研修の実施 [子ども施設課、指導室]	区立保育園・こども園では障害児保育の充実を図り、保育士等に対する資質向上研修を実施しています。区立幼稚園では、教育研究会等を通じ、障害や発達課題のある幼児の理解、保育方法に関する教員の研修を行い、その資質の向上に努めます。	・保育園 障害児保育の充実を図るため、保育士等に対する研修を9回実施しました。 [子ども施設課] ・幼稚園 各園の特別支援教育コーディネーターを対象に研修会を開催するとともに、夏季には、一般教員向けに研修会を開催した。 [指導室]	A	・保育園 障害児保育の充実を図るため、保育士等に対する研修を実施します。 開催予定回数：8回 [子ども施設課] ・幼稚園 各園の特別支援教育コーディネーターを対象に研修会を開催するとともに、夏季には、一般教員向けに研修会を開催します。開催予定回数：2回 [指導室]

幼児教育・保育の充実	7	保育園及び私立幼稚園への心理相談員等の派遣の実施 [子ども施設課]	心理相談員による保育園及び私立幼稚園への巡回指導・相談を実施し、障害児保育指導の充実を図ります。	・心理相談員による保育園への巡回指導・相談を実施し、障害児保育指導の充実を図ります。 巡回回数：585回（保育園）・21回（私立幼稚園）	A	心理相談員による保育園への巡回指導・相談を実施し、障害児保育指導の充実を図ります。 巡回予定回数：637回（保育園）・32回（私立幼稚園）
	8	就学相談説明会の実施 [学務課]	児童発達支援事業の利用者を含めた区内在住で就学前の児童の保護者を対象に、就学相談説明会、特別支援教育説明会を実施します。	・小学校入学前のお子さんについて、心身に何らかの心配があり就学に不安を感じている保護者に対する「就学相談」事業の説明会を開催します。（年長児対象） ・また同時に、就学相談を含めた「特別支援教育」全般の説明を行います。（4月12日開催）	A	・小学校入学前のお子さんについて、心身に何らかの心配があり就学に不安を感じている保護者に対する「就学相談」事業の説明会を開催します。（年長児及び年中児も参加可能） ・また同時に、就学相談を含めた「特別支援教育」全般の説明を行います。（4月11日開催）
ウ 特別支援教育の推進	9 ☆	特別支援学級の整備 [学務課]	特別支援学級固定制（知的障害）及び通級指導学級（ことば・きこえ）の区内適正配置を進め、都立盲・ろう・特別支援学校と連携しながら、一人ひとりの特性に応じた教育の充実を図ります。	●設置状況 ・特別支援（固定制知的障害）学級：小学校9校23学級、中学校5校10学級 ・難聴学級：小学校1校1学級、中学校1校1学級 ・言語障害学級：小学校3校6学級 ・情緒障害等（コミュニケーション）学級（特別支援教室）全小・中学校に設置	A	・特別支援学級（知的障害固定学級）、通級指導学級（ことば・きこえ）について、利用状況に沿った学級の配置を行い、教育環境の充実を図ります。
	10	特別支援学級の介助員の配置 [庶務課]	特別支援学級の介助員の配置	・介助員の配置 小学校 9校 35人 中学校 5校 17人	A	特別支援学級の学級数、児童生徒数及び障害の程度に応じて適切に配置します。
	11	就学相談の充実 [学務課]	・一人ひとりの児童・生徒の障害や特性に応じて、適切な学びの場につなげられるよう、就学相談を行います。 ・特別支援教育について啓発を行い、必要とする児童・生徒への早期対応を図ります。 ・医師・専門家等で構成される就学相談委員会の開催により、就学先判定の適正化を図ります。	・就学（転学を含む）相談件数 小学校：242件 中学校：67件（合計：309件） ・就学相談委員会 10回開催	A	・就学相談及び転学相談を受け付け、各種検査や医師の診断等の結果を基に、就学相談委員会において、お子さんに適した就学先を判定します。 ・令和5年度は、就学相談委員会を年10回開催します。
施策の方向	事業名（☆重点事業）		事業内容	令和4年度事業実績	事業評価	令和5年度 事業計画
ウ 特別支援教育の推進	12	特別支援教育に関する体制整備 [学務課、指導室]	・LD、ADHD、高機能自閉症等も含めた課題のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うための、学校及び地域における教育推進体制を整備します。 ・事例研究、講演会、施設見学、実技研修等、教職員に対する特別支援教育理解のための各種研修の充実を図ります。	・コーディネーター研修 2回 ・一般教員向け研修 ・特別支援学級教員向け研修 1回 ・特別支援教室研修会 2回 ・多層指導モデル（MIM）研修会 年2回 ・特別支援教室新規採用教員向け短期集中研修会 4回 ・特別支援教育専門員連絡会 2回 [指導室] ・小児精神科医による知的固定学級での療育相談（各校1回） [学務課]	A	・特別支援教育コーディネーター研修会を年2回開催するとともに、心理の専門家や特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる巡回相談を実施し、教育推進体制のさらなる充実に努めます。 ・特別支援教育に関する研修会を年15回実施し、特別支援教育に関する理解啓発を図るとともに、特別支援学級及び通常学級における特別支援を要する児童・生徒に対する指導の一層の充実を図ります。[指導室] ・知的固定学級設置校に小児精神科医を派遣し、専門的観点に基づく相談・助言を受けることにより、指導の充実を図ります。（各校1回実施）[学務課]
	13	個別指導計画に基づく教育の実施 [指導室]	一人ひとりの子どもの障害や能力に応じた個別指導計画を作成し、家庭や専門機関と連携しながら、それぞれの障害の程度や特性に応じた教育を推進します。	・特別な支援を要する児童・生徒に対し、連携型個別指導計画及び学校生活支援シートを作成し、個に応じたきめ細かな教育を実施しました。	A	引き続き各学校の特別支援学級の児童・生徒について連携型個別指導計画及び学校生活支援シートを作成するとともに、通常の学級における特別な支援を要する児童・生徒の個別指導計画・学校生活支援シートの作成も進め、個に応じたきめ細かな教育を推進します。 モデル4校においては、アプリケーションを導入し、よりきめ細やかなアセスメントを行います。

	14	交流教育・障害児理解教育の実施 [指導室]	墨田区の学校教育における特別支援教育の基本方針の1つとして、児童・生徒と特別支援学級、地域の特別支援学校等との交流教育の推進を図ります。	・直接交流は行えなかったため、学校だより等のやり取りを通じて間接的な交流。 ・特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍をもち、間接的な交流を通じて、お互いの理解を深め、尊重しあえるよう、学校に対し、特別支援教育アドバイザーを活用し指導・助言を行いました。	A	引き続き特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍をもち、間接的・直接的な交流教育の推進を図ります。
エ 放 課 後 活 動 等 の 充 実	15	障害児の学童クラブ受入れ支援 [子育て政策課]	学童クラブ利用の障害児1～2名につき、1名の臨時（非常勤）職員を配置します。	・利用障害児48名に対して、32名の臨時職員を配置しました。	A	学童クラブ利用の障害児1～2名につき、1名の臨時（非常勤）職員を配置します。
	16	就学児に対する心理相談員巡回相談の実施 [子育て政策課]	心理相談員による学童クラブへの巡回・相談を実施し、障害児の育成指導の充実を図ります。	・心理相談員による巡回相談・指導を年125回実施しました。	A	心理相談員による学童クラブへの巡回・相談を140回実施します。

（基本目標2）社会参加を支援する

施策の 方向	事業名（☆重点事業）	事業内容	令和4年度事業実績	事業評価	令和5年度 事業計画
ア 移 動 手 段 の 確 保	17 通所バスの運行 [障害者福祉課]	自力での通所が困難な障害者に対し、作業所等への通所を支援するための送迎バスを運行します。	・すみだふれあいセンター福祉作業所 243日 延べ5,116人 ・肢体不自由児者通所訓練所 255日 延べ4172人 ・はばたき福祉園 290日 延べ9,404人 ・すみだステップハウスおおぞら ひだまり 281日 延べ7,590人 ・キッズサポートリマ 250日 延べ451人 ・晴山苑 282日 延べ3,796人 ・喜楽里すみだ工房 230日 延べ4,510人	A	区内7施設において運行します。
	18 リフト付き福祉タクシー事業の実施 [障害者福祉課]	車いすやストレッチャーを利用したまま乗降できるリフト付福祉タクシーの利用に係る一部料金を区が負担します。	・延べ利用者数 4,037人 内訳 障害者 1,987人 高齢者 2,050人	A	引き続き事業を継続し実施します。
	19 心身障害者福祉タクシー料金・自動車燃料費助成事業の実施 [障害者福祉課]	心身に一定の障害のある人に対し、福祉タクシー料金・自動車燃料費助成共通券を支給します。	・交付人数 3,813人 基本分 2,810人 加算分 1,003人 ・交付冊数 24,415冊	A	・交付予定人数 4,000人（基本分 3,000人 加算分 1,000人） ・交付予定冊数 27,500冊
	20 ハンディキャプの貸出 [厚生課]	車いす利用者に対し、ハンディキャプを貸し出すことにより、外出の機会を支援します。	・利用回数 337件	A	引き続き実施します。
	21 心身障害者自動車運転教習費補助の実施 [障害者福祉課]	心身障害者が自動車運転免許等を取得する際、費用の一部を助成します。	・補助件数 0件	A	助成見込み件数 2件

	22	身体障害者用自動車改造費助成の実施 [障害者福祉課]	就労等で必要なため、身体障害者自らが所有し、運転する自動車の操向及び駆動装置の一部を改造する必要がある場合に、改造費を助成します。	・助成件数 4件	A	助成見込み件数 4件
イ 日中活動の場の充実	23	身体障害者福祉センター事業の実施 [厚生課、障害者福祉課]	在宅の身体障害者の自立と社会参加を促進するため、すみだ福祉保健センター内「身体障害者福祉センター（身体障害者福祉法に基づく社会参加支援施設）」において、各種の講座を通じた交流の場を提供します。	・教養講座(24講座) 受講者延人数 709人 ・個人利用及びサークル団体の延利用者数 個人利用 37人 サークル・団体 3,287人 ・各種相談 55件	A	区内の身体障害者が誰もが参加でき、能力を高めるための各種事業を行い、障害者の自立や生きがいを支援する。また、センターを活動の場所として、身体障害者自主サークル、障害者団体及びボランティアグループ等が積極的に活動できるように環境整備に努める。1)相談 2)教養講座 3)ボランティア養成講座 4)身体障害者に対する日中活動の支援、機能訓練 5)区の広報紙 テープ版・デジター作成 6)身体障害者自主サークル、団体等への支援 7)啓発活動
イ 日中活動の場の充実	24	すみだ教室の実施 [地域教育支援課]	区内在住の知的障害者（中学校特別支援学級及び特別支援学校の卒業生等）を対象に、学習・スポーツ・レクリエーションのための教室を開催します。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事業の一部を内容変更(半日開催等)・中止(宿泊研修、もちつき大会)して実施した。 ・令和4年5月15日～令和5年2月5日 年18回(第1・3日曜日) ・四区合同レクリエーション大会(中央区 12/4) ・グループ活動(創作活動・社会見学等) ・クラブ活動(スポーツ・音楽等) ・講師・ボランティア 29名 ・受講生 65名	A	・令和5年5月21日～令和6年2月4日(60周年記念式典) 年19回(原則第1・3日曜日) ・宿泊研修 (三部合同 千葉県南房総市 9/23～9/24) ・四区合同レクリエーション大会(当番区 12/17) ・もちつき大会 (1/14) ・グループ活動(創作活動・社会見学等) ・クラブ活動(スポーツ・音楽等)
ウ 障害者スポーツの普及とレジャーの場の充実	25	障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会の実施 [スポーツ振興課]	障害者の社会参加と交流の場として、年1回、障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会を開催します。	新型コロナウイルスにより事業中止	その他	開催日 令和5年10月15日 会場 墨田区総合体育館 対象 区内在住・在勤・在学の障害者（児）とその家族 参加者見込 700人
	26	障害者水泳教室の実施 [スポーツ振興課]	障害者がスポーツに親しむ場として、障害の程度及び特性に応じた水泳教室を開催します。	開催日 令和4年 9月 4日、令和4年 9月 18日、令和4年 9月 25日 会場 両国屋内プール 参加者 15人	A	開催日 令和5年 9月 10日、令和5年 9月 17日、令和5年 9月 24日 会場 両国屋内プール 参加者見込 20人
	27	区民行事への参加促進 [障害者福祉課]	障害者団体がすみだまつりに出店するための、バザー会場の場所を提供します。また、隅田川花火大会において、安全に花火を鑑賞できるよう障害者特別観覧席を設置します。	新型コロナウイルスにより事業中止	その他	・隅田川花火大会障害者特別観覧席開放事業 実施予定日：7月29日 ・障害者団体ふれあいバザー 実施予定日：9月30日、10月1日
エ 区民参画の場	28	障害者の投票環境の整備 [選挙管理委員会]	障害者がより投票しやすい環境づくりを行うため、投票所スロープの設置（一部手すり付き）、車いす用記載台及び照明ランプの設置をします。また、視覚障害のある方への対応として点字器・拡大鏡の配置、聴覚障害のある方への対応としてコミュニケーションボードの配置、重度の身体障害で歩行の困難な方への対応として（郵便投票の実施）等を行います	・スロープ、車いす用記載台、照明、点字器、コミュニケーションボードを、全ての投票所に設置。 ・郵便投票件数 参議院議員選挙 55件 ・入場整理券を発送する際、希望者（視覚障害者）に点字シールを添付して発送（各選挙5件程度） ・音声版選挙のお知らせ配布件数 参議院議員選挙 40件	A	障害者がより投票しやすい環境づくりを行うため、投票所スロープに手摺一部設置、車いす用記載台及び照明ランプの設置、点字器、コミュニケーションボードの配置、音声版選挙のお知らせの配布、重度の身体障害で歩行の困難な方への対応（郵便投票の実施）、耳マークの掲示等を行います。

推進 工 区 民 参 画 の	29	墨田区障害者施策推進協議会の運営 [障害者福祉課]	墨田区障害者施策推進協議会の定期開催により、障害者及びその関係者と協議のもと、障害者行動計画の推進及び進行管理を行います。	・協議会の開催（書面会議） 第5期墨田区障害者行動計画の令和3年度事業実績、令和4年度事業計画について協議しました。	A	第5期墨田区障害者行動計画（令和3年度～令和5年度）の推進を図ると共に、次期障害者行動計画（令和6年～8年）の策定を実施します。
	30	墨田区地域自立支援協議会の運営 [障害者福祉課]	墨田区地域自立支援協議会の定期開催により、障害者及びその関係者と協議のもと、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進及び進行管理を行います。	・協議会の開催（書面会議） 墨田区障害福祉計画【第6期】・墨田区障害児福祉計画【第2期】の令和4年度事業計画及び地域自立支援協議会専門部会の報告について協議しました。	A	協議会を開催し障害福祉計画【第6期】・障害児福祉計画【第2期】の推進を図ると共に、分野別、課題別で、専門部会を開催して協議を行います。 また、障害福祉計画【第7期】・障害児福祉計画【第3期】の策定を実施します。

（基本目標3）就労を支援する

施策の方向	事業名（☆重点事業）	事業内容	令和4年度事業実績	事業評価	令和5年度 事業計画
ア 企業等での就労への移行促進	31 ☆ 障害者の就労等に関する総合相談の実施 [障害者福祉課]	・企業等での就労を希望する障害者や既に企業等で就労している障害者、家族、関係機関等からの相談に応じ、就職支援及び各種サービス利用支援等を行います。 ・障害者雇用を検討する企業や既に障害者を雇用する企業等からの相談に応じ、障害に関する事や障害者雇用制度について情報提供等を行うほか、区内中小企業に対して、必要に応じて施設整備等の経費の一部を助成します。	●すみだ障害者就労支援総合センター 総合相談室 ・利用登録者数 1,265人 ・新規就労者数 60人 ※障害者の雇用の促進と作業所等における生産活動等の機会拡大を図るための施設整備助成は廃止	A	・すみだ障害者就労支援総合センター総合相談室において、引き続きハローワークや福祉施設等の関係機関と連携して、企業等での就労を目指す障害のある方や障害のある方を雇用する企業等に対する相談業務を実施します。
	32 ☆ 就労移行支援事業の充実 [障害者福祉課]	就労を希望する障害者に対し、すみだ障害者就労支援総合センターにおいて、就労に必要な知識や技術等の習得のための訓練を実施する等、就労を実現するための支援を行います。	●すみだ障害者就労支援総合センター 就労移行支援施設（定員 20人） ・利用契約者数 延べ22人 ・新規就職者数 9人	A	すみだ障害者就労支援総合センター就労移行支援施設において、引き続き就労移行支援（定員20人）を実施します。また、区内民間事業所との連携を図ります。
	33 ☆ 働く障害者への職場定着支援及び生活支援の充実 [障害者福祉課]	企業等で就労する障害者が安心・安定して就労継続ができるように、職場定着支援や生活支援等を関係機関と連携して実施します。また、障害者を雇用する企業等に対して、ジョブコーチ支援等を実施します。	●すみだ障害者就労支援総合センター ・企業等に就労中の障害者数 563人	A	すみだ障害者就労支援総合センター就労定着支援施設、生活支援施設において、引き続き就労している障害のある方に対する職場定着支援や生活支援等を実施します。
	34 区における障害者雇用の促進 [職員課]	・障害者を対象とした特別区統一採用選考に基づき、区職員を採用します。 ・障害者を対象とした区独自の会計年度任用職員を採用します。 ・障害者活躍推進計画に基づき、障害者が活躍することができる取組を推進します。	・令和4年度に採用選考を実施し、常勤職員1名を採用するとともに、事務補助として会計年度任用職員2名を採用しました。 ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき作成した障害者活躍推進計画により、障害を有する職員の更なる活躍を推進するための取組を進めました。	A	地方公共団体の法定雇用率を踏まえ、引き続き雇用促進を行うとともに、障害者活躍推進計画に基づき、障害を有する職員が活躍することができる取組を推進します。

ア 企業等での就労への移行促進	35	障害者福祉功労者等顕彰 [障害者福祉課]	・障害者の雇用に深い理解を有し、顕著な実績のある事業所に感謝状を贈呈し、その実績を周知することにより、区内事業所への障害者雇用の促進を図ります。 ・障害のある方で自立生活し、他の障害者の模範となる活躍をしている方及び障害者の福祉に携わり、その援護と社会的自立のために貢献した方に対し、その努力を顕彰することにより障害者福祉の一層の進展を図ります。	例年贈呈式を開催しているすみだスマイルフェスティバルが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止されたことにより、贈呈式も取りやめました。 対象となった事業所には、感謝状と記念品を直接贈呈しました。	A	引き続き、障害者の雇用に深い理解を有する事業所や障害者福祉の模範となる障害者自立生活者、障害者自立支援功労者に対し、顕彰を行います。
	36	障害者就労支援関係機関連絡会議の開催 [障害者福祉課]	・障害者雇用の促進と就労支援サービスの向上のため、企業、公共職業安定所、障害福祉サービス事業所等の障害者就労支援関係機関と連絡会議を開催し、情報交換や意見交換等を行います。	●すみだ障害者就労支援総合センター 障害者就労支援向上のためのネットワーク実施 ・《書面開催》ネットワーク連絡会（身体・知的・精神障害関係）1回（参加関係機関数13か所） ・障害者就労支援連絡会2回（参加関係機関数9か所）等	A	引き続き地域において、福祉施設・関係機関・関係者とのネットワークを構築し、労働・教育・福祉・保健等、各分野との情報交換等を行います。
イ 障害者施設における就労等の支援の充実	37 ☆	作業所等経営ネットワーク事業の実施 [障害者福祉課]	自主生産品の共同販売（スカイワゴン）をはじめ、区内にある複数の作業所で組織している「墨田区福祉作業所等経営ネットワーク」の共同受注・共同販売等のしくみを活用し、福祉施設における仕事の受注・販売を拡大します。	共同販売（売上額） ・スカイワゴン：5,891,840円（前年比1%減） 共同受注 ・受注額：0円　・件数：0件 （前年比1件減）	A	・スカイワゴンの庁舎での販売を週2回（火曜、木曜）合計95回（予定）実施するとともに、各種イベントでの販売等販売機会を拡大し、売上向上を図ります。 ・共同受注の仕組みを活用し、東京都・他区のネットワークと連携し、受注の拡大に取り組みます。
	38	障害者施設における新商品開発等支援事業の実施 [障害者福祉課]	障害者施設における工賃維持向上を目的として、区内のクリエイター等を活用し、障害者施設等における新商品開発・改良を支援するとともに、販路開拓を図ります。	・新商品開発、パッケージ等改良2施設 ・新商品ブランド（すみのわ）売上額：5,336,826円（前年比25%増）	A	・引き続き、区内の事業者・店舗等と共同した自主生産品製作と販売方法・販路の拡大を推進します。 ・SDGsや障害者アートを活用した新商品開発と販路開拓に取り組みます。 ・SNS等を活用した販路拡大を推進します。
	39	障害者優先調達法に基づく優先調達の推進 [障害者福祉課]	障害者優先調達法に基づき、区が行う物品等の調達に関し、障害者就労施設等からの調達方針を定め、その推進を図ります。	・墨田区による障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定しました。 【参考】令和3年度実績 ・区の障害者就労施設等からの物品等の調達件数：44件（合計金額 52,870,792円） ※4年度実績は6月頃に確定（東京都の調査に合わせて集計しているため）	A	引き続き実施します。
	40	障害者による地域緑化推進事業の実施 [障害者福祉課、保健予防課]	区立公園の花壇等の保全業務、花の苗の配布などの事業を実施し、障害者施設における作業の安定化を支援します。	・公立1事業所、民間4事業所で実施しました。 [障害者福祉課] ・民間3事業所で実施しました。 [保健予防課]	A	・公立1事業所、民間4事業所で実施します。 [障害者福祉課] ・民間3事業所で実施します。 [保健予防課]
	41	障害者による公園清掃の実施 [障害者福祉課]	区立公園の清掃事業を委託し、障害者施設における作業の安定化を支援します。	・錦糸公園等清掃 錦糸公園：57回、江東橋下：24回 ・区立公園等雑草除去：29か所 ・区立公園等花壇維持管理：25か所	A	錦糸公園等清掃、区立公園の雑草除去作業及び花壇維持管理作業を実施します。
イ 障害者施設支援	42	官公需による高齢者マッサージ事業委託及び講師派遣依頼 [高齢者福祉課]	地区会館長寿室等の利用者のマッサージ施術事業やマッサージ券等の給付事業に対する施術を障害者が属する関係団体に委託します。	・延床数 288床 利用者数 延べ 1118人 男性 延べ 308人 女性 延べ 810人 鍼・灸・マッサージ券 交付枚数 624枚、使用枚数 265枚	A	引き続き長寿マッサージ施術事業及び鍼・灸・マッサージ券の給付を実施し、施術については、障害者が属する関係団体に依頼します。

のにおける就労等の支	43	官公需によるリサイクル業務委託 [すみだ清掃事務所]	立川ストックヤードで行うトレー等の選別作業を障害者が属する関係団体に委託します。	・作業日数 310日 ・処理量 34,246kg	A	・作業日数 310日 ・予定処理量 100kg/日量
	44	福祉喫茶の運営支援 [障害者福祉課]	区内の障害者団体等が運営する福祉喫茶の運営費の一部を補助し、障害者の雇用の場の確保と障害者と区民との交流の促進を図ります。	・福祉喫茶に対して、運営費の一部を補助し、運営の安定化を図りました。	A	福祉喫茶に対して、引き続き助成します。

(基本目標4) 地域生活を支援する

施策の方向	事業名 (☆重点事業)	事業内容	令和4年度事業実績	事業評価	令和5年度 事業計画
ア 生活支援・介護サービスの充実	45 ☆ 障害者(児)ショートステイの運営支援 [障害者福祉課]	・重度障害者を受け入れる短期入所事業者に対し、支援体制を強化するための補助を実施します。 ・区内への事業所の誘導や、施設整備について検討します。	・区内2事業所に対し、重度障害者の受入れに対する区加算補助等を実施しました。また、単独型の1事業所に運営費の一部を補助しました。	A	障害者総合支援法に基づく短期入所2事業所に対し、運営費の一部補助、重度障害者の受入れに対する区加算補助を実施します。
	46 日中一時支援事業の実施 [障害者福祉課]	介護を行う家族等の事情により、日中に一時的な支援が必要な障害者に対して区の委託先施設で支援を行います。	●延べ利用人数 ・すみださんさんの一む586人 ・あとむ 559人 ・飛鳥晴山苑 0人 ・八幡学園 0人 合計 1,145人	A	事業を継続し、支援を図ります。
	47 心身障害者(児)緊急一時介護の実施 [障害者福祉課]	・心身障害者(児)の保護者が、疾病、事故その他の事情により一時的に要介護者を介護することが困難となった場合において、介護を委託した費用の一部を助成します。 ・自宅で保護できない場合、病院や施設で介護します。	・介護費助成 全日 延べ43日 ・病院保護 なし ・施設保護 延べ39日	A	事業を継続し、支援を図ります。
	48 重度脳性麻痺者介護事業の実施 [障害者福祉課]	屋外活動を行うことが困難な在宅の重度脳性麻痺者を家族が介護する場合、月12回まで介護人手当を支給します。	・介護回数 延べ576回 利用者人数 延べ 48人	A	事業を継続し、支援を図ります。
	49 重症心身障害児在宅療育支援事業(都事業)との連携 [向島保健センター、本所保健センター]	東京都が実施する訪問事業(訪問看護・訪問健康診査)と連携し、重症の障害児(者)の在宅療養を支援します。	・向島：新規4件終了2件 ・本所：新規1件終了1件	A	引き続き実施します。
ア 生活支援・介護実	50 重度心身障害者(児)巡回入浴サービスの実施 [障害者福祉課]	家族等による介護では入浴が困難な重度障害者(児)に対して、週1回(7月から9月までは週2回)、自宅に巡回入浴車を派遣して入浴サービスを実施します。	・利用人数(通年実施) 17人 ・延利用回数 650回	A	事業を継続し、支援を図ります。
	51 ねたきり重度心身障害者(児)寝具洗たく乾燥助成の実施 [障害者福祉課]	ねたきりの重度障害者(児)で、家庭で布団の洗たく乾燥が困難な方に対し、寝具洗たく乾燥サービスを実施します。	・登録者数 5人(通年実施) ・延利用回数 41回	A	事業を継続し、支援を図ります。
	52 心身障害者理美容サービスの実施 [障害者福祉課]	理容院や美容院に出向くことが困難な心身障害者に対し、自宅に理容師または美容師を派遣する、訪問理美容サービスを実施します。	・交付人数 96人 ・交付枚数 556枚 ・利用枚数 259枚	A	事業を継続し、支援を図ります。

ウ での暮らしの支援 ウ 住み慣れた地域での暮らしの支援	63 ☆	障害者グループホームの整備・支援体制強化支援 [障害者福祉課]	重度障害者を対象とするグループホームを整備する民間事業者等を誘導し、整備を支援します。また、重度障害者を受け入れる事業者に対し、支援体制を強化するための補助を実施します。	・重度身体障害者を対象とするグループホームについて、建設地を確保しました。 ・重度障害者を受け入れる事業所に対して、支援体制強化に係る運営支援を行いました。	A	・重度身体障害者を対象とするグループホームについて、整備・運営事業者の公募を行います。 ・重度障害者を受け入れる事業所に対して、支援体制強化に係る運営支援を行います。
	64	福祉ホーム運営費補助事業の実施 [障害者福祉課]	身体障害者が利用する障害者総合支援法に基づく福祉ホームに対し、運営経費の一部を補助します。	・実績なし	A	入所予定はありません。
	65	居住系施設の研究・検討 [障害者福祉課]	区内の居住系施設のあり方について調査・研究をしていきます。	・実績なし	A	引き続き、23区内の入所施設に対する調査等、情報収集を行います。
	66	高齢者等住宅あっせん事業 [住宅課]	自分で住宅を見つけられない障害者等に、（公社）東京都宅地建物取引業協会墨田区支部の協力により、住宅を紹介・あっせんします。	・あっせん成約件数 24件 （うち、障害者区分は1件）	A	あっせん成約見込件数 22件
	67	すみだすまい安心ネットワーク事業 [住宅課]	・不動産事業者や住宅オーナー等と連携し、住宅確保に配慮を要する世帯の民間賃貸住宅の入居を支援します。 ・貸主・借主ともに安心できるよう、入居の際は必要に応じて見守りや安否確認等のサポートを提供します。	・家賃低廉化補助件数 新規5件 （うち、障害者区分は0件）	A	・家賃低廉化補助見込件数 新規10件、継続5件 ・家賃債務保証料低廉化補助見込件数 8件 ・入居者死亡事故保険補助見込件数 新規12件 ・すみだセーフティネット住宅住替え補助（令和5年度中開始予定）見込件数 8件
施策の方向		事業名（☆重点事業）	事業内容	令和4年度事業実績	事業評価	令和5年度 事業計画
エ 所得の保障及び	68	障害（基礎）年金（国制度）の支給 [国保年金課]	障害（基礎）年金の受付を行います。	・55件	A	引き続き実施します。
	69	特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当（国制度）の支給 [障害者福祉課]	・精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳以上の人に特別障害者手当を支給します。 ・精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護が必要な20歳未満の人に障害児福祉手当を支給します。 ・従来の福祉手当（昭和61年廃止）を受給していた20歳以上の重度障害者で、特別障害者手当・障害基礎年金のいずれも受給していない人に、経過的に福祉手当を支給します。	・特別障害者手当 208人 ・障害児福祉手当 53人 ・経過的福祉手当 2人 受給者 計263人	A	引き続き事業を継続し、支援を図ります。
	70	児童扶養手当・特別児童扶養手当（国制度）の支給 [子育て支援課]	・父または母に重度の障害がある等の状況で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している人に対し、児童扶養手当を支給します。 ・20歳未満の障害児を養育している人に対し、特別児童扶養手当を支給します。	・児童扶養手当 受給者数 7人 ・特別児童扶養手当 受給者数 171人	A	児童扶養手当・特別児童扶養手当については、養育者もしくは児童に障害のある家庭の生活の安定を支援すべく、引き続き事業を実施していきます。
	71	重度心身障害者手当（都制度）の支給 [障害者福祉課]	心身に重度の障害があるため、常時複雑な介護が必要な人に対し、重度心身障害者手当を支給します。	・受給者数 120人	A	引き続き事業を継続し、支援を図ります。

医療費の助成	72	心身障害者福祉手当（区制度）の支給 [障害者福祉課]	心身に一定の障害等がある人に対し、心身障害者福祉手当を支給します。	・ 受給者数 4,367人	A	受給予定者 4,500人
	73	児童育成（育成・障害）手当（区制度）の支給 [子育て支援課]	・ 父または母が重度の障害を有しながら、児童を養育している人に対し、育成手当を支給します。 ・ 20歳未満の障害児を扶養している人に対し、障害手当を支給します。	・ 育成手当受給者数 1,799人 ・ 障害手当受給者数 105人 ・ 育成手当・障害手当併給者数 36人	A	障害を有する児童の福祉の増進を図るため、引き続き事業を実施します。
	74	心身障害者医療費助成（都制度）の実施 [障害者福祉課]	身体障害者手帳1～2級（内部障害は3級）、愛の手帳1～2度、精神障害者保健福祉手帳1級の人を対象に、医療費自己負担分の全額または一部を助成します。	・ 対象者数 2,171名 ・ 医療費助成（現金給付及び高額医療費支給分） (1) 支払件数：2,014件（償還：1,708件 高額306件） (2) 支出金額：20,627,687円	A	都扶助費交付見込額：21,800,000円
	75	自立支援医療（更生医療）の実施 [障害者福祉課]	障害者総合支援法に基づき、身体障害者手帳を持つ18歳以上の人が、その障害の軽減や進行を防ぐために必要な医療を給付します。	・ 給付件数 延べ577件 ・ 支出金額 604,864,919円	A	障害者総合支援法に基づき引き続き実施します。受給予定件数 延べ600件
	76	自立支援医療（育成医療）の実施 [保健計画課]	障害者総合支援法に基づき、比較的短期間の治療により障害の除去・軽減が期待される児童に必要な医療を給付します。	・ 給付件数 延べ4件 支出金額 659,390円	A	引き続き実施します。
	77	自立支援医療（精神通院）の実施 [向島保健センター、本所保健センター]	障害者総合支援法に基づき、通院による精神医療を継続的に要する人に対し必要な医療を給付します。	・ 向島分 申請等 4,238件 本所分 申請等 4,007件 （本事業は、区で東京都の事業の申請受付をする、經由事業です。）	A	引き続き実施します。
	78	小児精神入院医療費助成制度（都制度）の実施 [向島保健センター、本所保健センター]	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に基づき、小児精神入院医療費を助成します。	・ 向島分 申請 0件 本所分 申請 0件 （本事業は、区で東京都の事業の申請受付をする、經由事業です。）	A	引き続き実施します。
	79	難病患者医療費公費負担制度（都制度）の実施 [向島保健センター、本所保健センター]	東京都難病患者等に係る医療等の助成に関する規則に基づき、難病患者医療費を助成します。	・ 向島分 申請 1,484件 本所分 申請 1,680件 （本事業は、区で東京都の事業の申請受付をする、經由事業です。）	A	引き続き実施します。
工 所得の保障及び医療費の助成	80	障害福祉サービス等の利用者負担の軽減 [障害者福祉課]	・ 地域生活支援事業における利用者負担額について、障害福祉サービス等の利用者負担額と一体的に上限管理を行い、利用者負担の軽減を図ります。 ・ 児童発達支援に係る利用者負担額について、全額を補助します。	・ 高額障害者地域生活支援給付費 成人：延べ12件 児童：延べ224件 ・ 児童発達支援等利用者負担額助成 1,582件	A	・ 引き続き実施し、利用者負担の軽減を図ります。 ・ 児童発達支援とみつばち園・にじの子で実施するすべての事業について、引き続き利用者負担額を助成します。
	81	日中活動系サービス利用者の昼食費一部助成の実施 [障害者福祉課、保健予防課]	日中活動系サービスの利用者に対する昼食費について、その一部を助成し、利用者負担の軽減を図ります。	・ 7事業所において利用者負担の軽減を図りました。 [障害者福祉課] ・ 10事業所において利用者負担の軽減を図りました。 [保健予防課]	A	区独自の軽減策を講じ、利用者負担の軽減を図ります。
施策の方向	事業名（☆重点事業）		事業内容	令和4年度事業実績	事業評価	令和5年度 事業計画

エ 所得の保障及び医療	82	日中活動系サービス利用者の交通費助成の実施 [障害者福祉課、保健予防課]	日中活動系サービスの利用者に対する交通費を助成し、利用者負担の軽減を図ります。	・5事業所において利用者負担の軽減を図りました。 [障害者福祉課] ・4事業所において利用者負担の軽減を図りました。 [保健予防課]	A	引き続き実施します。
	83	グループホーム入居者家賃補助事業の実施 [障害者福祉課、保健予防課]	グループホームを利用する障害者の経済的負担を軽減するため、利用者の家賃の一部を助成します。	・家賃補助月数 延べ632月 [障害者福祉課] ・家賃補助月数 延べ329月 [保健予防課]	A	事業を継続し、支援を図ります。

(基本目標5) 相談先や情報を得る手段を確保する

施策の方向	事業名（☆重点事業）		事業内容	令和４年度事業実績	事業評価	令和５年度 事業計画
ア 相談先の確保と権利擁護	84	障害者虐待防止センターの運営 [障害者福祉課]	障害者虐待防止法に基づき、障害者福祉課内に設置した墨田区障害者虐待防止センターを運営し、虐待の早期発見や防止に努めます。	・ 墨田区24時間障害者虐待通報ダイヤル入電件数 4３件（虐待通報１０件、その他相談等２８件） ・ 直接相談 １５件	A	引き続き虐待の早期発見や防止に努めます。
	85	発達障害に関する支援体制づくり [保健予防課]	発達障害に関する情報交換や、全庁的な連絡調整を行うため、関係機関による調整会議等を開催します。	・ 全庁連絡会議（年１回）を開催しました。	A	全庁連絡会議を引き続き開催します。
	86	地域福祉権利擁護事業の実施 [厚生課]	判断力が不十分であるため、自らの選択等により適切なサービスを利用することが困難な障害者等に対し、サービスの利用援助等を行います。	・ 相談件数 2,323件 ・ 契約件数(年度末) 125件	A	契約件数 132件（7件増）
	87	財産保全管理サービスの実施 [厚生課]	知的障害者等の重要書類を預かり、権利を守る財産保全サービスを実施します。	・ 契約 12件 ・ 相談 1件	A	契約13件（3件増）
	88	こころの健康相談等の実施 [向島保健センター、本所保健センター]	保健センターにおける精神科専門医等による相談や、保健師による相談・訪問指導により、精神保健全般に関するこころの健康相談を行います。〔こころの健康相談・依存症相談・思春期相談〕	・ こころの健康相談 向島：18回来所39人（訪問1人） 本所：12回来所16人（訪問1人） ・ 依存症相談等 18回20人 [向島保健センター] ・ 思春期相談（本所） 24回31人 [本所保健センター]	A	引き続き実施します。
イ 情報を保る手段のイ 段情報の確保を得る手段	89	公式ウェブサイト等の充実 [広報広聴担当、障害者福祉課]	区のホームページ上のアクセシビリティの向上を図るとともに、公式ウェブサイト充実し、福祉サービス、イベント・講座など、区内の障害者や障害者団体に向けた情報提供を行います。	・ 誰もが使いやすいホームページとなるように、随時ホームページを確認し、アクセシビリティ上、不適切な表記については、修正等を行いました。 ・ アクセシビリティに対する区職員の理解を深めるため、研修を行いました。〔広報広聴担当〕 ・ 障害者福祉関連の情報を掲載し、情報提供を行いました。〔障害者福祉課〕	A	・ 誰もが使いやすいホームページとなるように、随時ホームページを確認し、アクセシビリティ上、不適切な表記については、修正等を行います。 ・ アクセシビリティに対する区職員の理解を深めるため、研修を行います。[広報広聴担当] ・ 継続して実施します。[障害者福祉課]
	90	「障害者福祉の手引き（フレーマイペース）」の配布 [障害者福祉課]	区内の障害者（児）が利用できる福祉サービスや生活に役立つ情報を掲載した手引き（冊子・音声版）を配布します。	法改正や制度改正に合わせ、改訂版の冊子とその音声版を作成・配布し、区内の障害者（児）へ情報提供を行いました。 ・ 冊子の発行部数：1,800冊（障害者福祉課窓口ほか、区内施設に配布） ・ 音声版の配布部数：52部（区報音訳版配布者等に配布）	A	年に一度、法改正や制度改正を反映した改訂版を発行します。

ウ 情 報 の バ リ ア フ リ ー の 推 進	91	障害に配慮した資料の作成 [広報広聴担当、ひきふね図書館]	・資料等の点訳を行います。 ・録音図書等の作成のための参考資料の収集を行います。	・区内在住の視覚障害者でご希望がある方（個人26人・関係施設23か所）に、点訳版「区のお知らせ」を、毎月3回郵送。また、区内在住の視覚障害者（身体障害者手帳1～3級）でご希望がある方（個人50人・関係施設10か所）に録音版「区のお知らせ」を、毎月3回郵送しました。 [広報広聴担当] ・区内在住・在勤の視覚障害者に対し、図書館資料等の点訳を1,791枚行いました。 [ひきふね図書館]	A	・区内在住の視覚障害者に対し希望により点字版「区のお知らせ」を毎月3回、また、区内在住の視覚障害者（身体障害者手帳1～3級）に対し、希望により録音版「区のお知らせ」を毎月3回郵送します。[広報広聴担当] ・区内在住・在勤の視覚障害者に対し、図書館資料等の点訳を行います。[ひきふね図書館]
	92	対面朗読サービスの実施 [ひきふね図書館]	視覚障害者等に対し、図書館で図書の対面朗読を実施します。	・一般の本を読むことが困難な利用者（延べ363人）に対し、対面朗読を558時間行いました。	A	資料をそのままでは読むことのできない利用者に対して、対面朗読サービスを実施します。
	93	視覚障害者等への図書サービスの実施 [ひきふね図書館]	視覚障害者等に対し、点字図書、録音図書、拡大写本などの障害者資料の貸出等を実施します。	・資料をそのままでは読むことのできない利用者に対して、障害者資料（点字図書・録音図書・拡大写本等）の貸出を実施しました。 点字図書貸出冊数 392点 録音図書・雑誌貸出冊数 2,516点 拡大写本・大活字本貸出冊数 412点	A	資料をそのままでは読むことのできない利用者に対して、障害者資料（点字図書・録音図書・拡大写本等）の貸出を実施します。
	94	障害者宅・施設等への図書館サービスの実施 [ひきふね図書館]	・図書館の利用が困難な視覚障害者等に対し、郵送によるテープ雑誌、録音図書等の貸出しサービスを行います。 ・知的障害者施設や高齢者施設への貸出しサービスを実施します。	・来館が困難な障害者等に対し、郵送による資料（録音図書等）の貸出しや個人宅配を実施しました。 ・郵送件数 2,960件 宅配件数 959件 出張施設数 11施設 67回 施設貸出点数 2,377点	A	・来館が困難な障害者等に対し、郵送等による資料（録音図書等）の貸出しを実施します。 ・障害者施設や高齢者施設へ図書館資料の貸出を行います。
	95	資料館だよりの点字版の発行 [すみだ郷土文化資料館]	視覚障害者にすみだ郷土文化資料館の事業や展示内容等の情報を提供するため、ボランティアとの連携のもと、資料館だよりの「みやこどり」の点字版を発行します。	・「みやこどり」64,65号発行	A	「みやこどり」66,67,68号発行
	96	「声のたより」の発行 [厚生課]	区内在住の視覚障害者で希望する人に対し、「区のお知らせ」「区議会だよりの録音版を郵送します。	・区のお知らせ 月3回発行 ・区議会だよりの録音版 年5回発行	A	・区のお知らせ 月3回発行予定 ・区議会だよりの録音版 年5回発行予定
	97	講演会等における手話通訳者等の配置 [関係各課]	区が主催する事業で、聴覚障害者の人が参加する場合に、手話通訳者・要約筆記者を配置します。	・通訳派遣事業件数 21件	A	通訳派遣見込事業件数 100件
	98	ICT機器の利用促進 [障害者福祉課]	「身体障害者福祉センター」（事業番号23参照）において、各種の講座を通じて時代に即した情報リテラシーの向上に努めます。	パソコン教室 2回 パソコンボランティア養成講座 2回	A	ICT機器利用促進の観点から、時代及びニーズに即した身体障害者の社会参加につながる講座を実施します。

（基本目標6）安全・安心に暮らせるまちをつくる

施策の方向	事業名（☆重点事業）	事業内容	令和4年度事業実績	事業評価	令和5年度 事業計画
99 ☆	障害者週間啓発行事の実施 [障害者福祉課]	障害者及びその家族が交流し、地域の人々との相互理解を図る機会として、障害者週間に合わせてイベントを実施します。	・障害者週間に合わせ、すみだスマイル・フェスティバルを実施した。補助犬PRコーナー、障害者スポーツ体験、啓発コンサート、パネル展示等を行った。 （会場：すみだリーバーサイドホール）	A	障害者週間記念行事すみだスマイル・フェスティバルを実施する。 開催時期：12月6日～10日 会場：すみだリーバーサイドホール等

100 ☆	障害者問題に関する啓発の実施 [広報広聴担当、障害者福祉課]	・区主催事業や作業所等のイベント等の機会を通じて、啓発活動を行います。 ・区のお知らせ「すみだ」の紙面や区政情報番組「ウィークリーすみだ」の映像などを通じて各種の障害者施策、障害のある方等に関する正しい知識の普及を行い、区民の理解の推進を図ります。	・「区のお知らせ」毎月11日号に、啓発ピクトを掲載しました。さらに年間を通して障害者施策等を延べ65回紹介しました。なお、「区のお知らせ」発行部数は、毎月70,000部でした。 ・行政情報番組「ウィークリーすみだ」で、「すみだスマイルフェスティバル」について紹介した。(11月20日～12月3日放映) [広報広聴担当] ・障害者週間にすみだスマイル・フェスティバルを実施した。(ふれあいバザーは新型コロナ感染症拡大防止のため中止) [障害者福祉課]	A	・区のお知らせ「すみだ」の紙面や行政情報番組「ウィークリーすみだ」の映像などを通じて障害者施策等を紹介します。 [広報広聴担当] ・ふれあいバザー、すみだスマイル・フェスティバル、各作業所のふれあいまつり等を通じ、障害者の活動について、広くアピールします。 [障害者福祉課]
101	障害者差別解消法普及啓発事業 [障害者福祉課]	障害者差別解消法の区民・事業者に対する理解啓発事業を実施します。区職員に対する理解促進を進めます。	・心のバリアフリー啓発冊子を区内小学校等に配布した。 ・墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例の普及啓発として、毎月1回、区報に啓発記事を掲載するほか、SNS等を活用し情報発信を行った。	A	・心のバリアフリー啓発冊子等の配布、区職員向け研修等を通して、理解促進を図ります。 ・墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例の啓発等を目的に区報等での情報発信を行います。
102	家庭教育学級補助金 [地域教育支援課]	障害者団体等が自主的に開催する家庭教育学級を開催するために要する経費の一部に補助金を交付します。	・補助金交付実績 実施団体数：9団体 参加者数：566人	A	区内障害者支援団体等による家庭教育学級補助金交付事業の活用を促します。
103	職員に対する福祉研修等の実施及び参加促進 [職員課、障害者福祉課]	東京都、東京都社会福祉協議会、全国社会福祉協議会などが実施する研修への職員の派遣を積極的に行うとともに、区職員へ福祉研修等を行い、障害者に対する理解の推進と、職員の資質の向上を図ります。	・職層研修（人権同和研修）にて、障害者差別解消法について周知を図りました。 [障害者福祉課] ・派遣した主な研修科目（特別区職員研修所） (障害者保健福祉、大人の発達障害、子どもの発達障害、発達障害支援（演習）) [職員課] ・福祉研修 ・障害者雇用研修 [職員課]	A	・職層研修（人権同和研修）にて、障害者差別解消法について周知を図ります。 [障害者福祉課] 引き続き実施します。 ・派遣する主な研修科目（特別区職員研修所） (障害者保健福祉、障害者地域支援、大人の発達障害、子どもの発達障害、発達障害者支援（演習）) [職員課] ・福祉研修・障害者雇用研修を実施 [職員課]
104 ☆	公共建築物等の改善整備 [関係各課]	・だれでもトイレの設置、エレベーター等の設置、階段の手すりの設置など、区の公共建築物、学校等のバリアフリー化を進めます。 ・視覚障害者音声誘導装置の設置を推進します。 ・トイレ改修を実施する際は、車いすでの利用がしやすい整備を検討する等、学校施設のバリアフリー化に努めます。	・中和小学校、吾嬬第二中学校の屋内運動場トイレの改修工事（車いす対応個室整備等）を行いました。 [庶務課] ・両国第一児童遊園、墨田二丁目児童遊園、立花公園のトイレ改築工事（だれでもトイレ整備）を行いました。 [道路公園課]	A	・第三吾嬬小学校、文花中学校の屋内運動場トイレの改修工事（車いす対応個室整備等）を行います。 [庶務課] ・なつめ公園、こでまり児童遊園、たちばな仲よし公園のトイレ改築工事（だれでもトイレ整備）を行います。 [道路公園課]
105	民間建築物のユニバーサルデザイン化への指導・誘導 [建築指導課、都市計画課]	バリアフリー法、東京都福祉のまちづくり条例、墨田区集合住宅条例及び開発指導要綱に基づき、民間建築物のユニバーサルデザイン化を指導・誘導します。	・東京都福祉のまちづくり条例に基づいて指導・誘導した件数：16件 ・集合住宅条例に基づいて指導・誘導した件数：110件 ・開発指導要綱に基づいて指導・誘導した件数：17件	A	一定規模以上の建築物については、各条例・要綱に基づき、ユニバーサルデザイン化を指導・誘導します。

ーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進	106 ☆	道路のバリアフリー整備 [道路公園課]	歩道の段差を解消することにより、障害者、高齢者等の歩行者及び車いす等の円滑な通行の確保に努めます。	小梅通り及び曳舟川通りでバリアフリー整備工事を行いました。 また、曳舟川通り及び墨４９号路線でバリアフリー整備の設計を行いました。	A	曳舟川通り及び墨４９号路線でバリアフリー整備工事を行います。
	107	京成曳舟駅周辺道路整備事業 [拠点整備課、都市整備課]	地域住民が安心・快適に暮らし、駅利用者や来街者が安全・安心に移動することができるよう、京成曳舟駅前交通広場の整備や地区を周回する道路の拡幅整備を行います。	京成曳舟駅前交通広場を整備しました。 また、電線共同溝修正設計、企業者工事調整等を実施しました。	A	電線共同溝本体を整備します。 また、引込連系管設計、企業者工事調整等を進めます。
	108	無電柱化整備事業（旧道路景観整備事業） [道路公園課]	墨田区無電柱化整備計画に基づき、区道の無電柱化を計画的・効率的に実施するとともに、道路のバリアフリー化や景観整備を合わせて実施し、都市景観の向上に配慮した、安全で快適な道路空間を整備します。	見番通りにおいて、電線共同溝詳細設計を行いました。	A	引き続き、見番通りにおいて、電線共同溝詳細設計を行います。
	109	福祉のまちづくり施設整備助成事業の実施 [厚生課]	病院、公衆浴場等の公共的性格をもつ建築物を、墨田区福祉のまちづくり施設整備助成金交付要綱に基づき改善する場合において、その整備経費の一部を助成します。 （整備工事費の１／２を限度とし、かつ上限額は整備内容による）	墨田区福祉のまちづくり施設整備助成金 申請：０件 助成：０件	A	事業の周知を図り、適切な助成を行います。
	110	交通安全施設対策の実施 [土木管理課、産業振興課]	・障害者等歩行者の通行安全確保のため、道路上の商品等の除去、放置自転車等の撤去などを行います。 ・墨田区商店街連合会の各種会合、区内商店街対象の各種指導事業を通じ、歩道・車道上の商品の撤去について指導を行います。	・自転車の放置禁止区域を中心に放置自転車の撤去作業を行い、7,311台の放置自転車を撤去しました。 [土木管理課] ・他課と連携をとりながら、各商店街への働きかけの協力体制を維持しました。 [産業振興課]	A	・自転車の放置状況を踏まえた効果的な警告及び撤去を引き続き行い、特に放置自転車が多い錦糸町駅周辺においては、毎日警告撤去及び啓発活動を行います。[土木管理課] ・引き続き、区商店街連合会及び他課と連携し、各商店街への働きかけに係る協力体制を維持します。[産業振興課]
施策の方向	事業名（☆重点事業）		事業内容	令和４年度事業実績	事業評価	令和５年度 事業計画
ユニバーサルデザイン・バリアフリー	111	歩行者・自転車通行空間再整備事業 [道路公園課]	「墨田区自転車利用総合方針」における自転車走行空間設置検討路線について、歩行者と自転車の通行空間を分離することにより、相互に安全で快適な道路利用環境の構築を図ります。	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を先送りしました。	その他	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を先送りします。
	112	障害者交通安全等意見交換会の実施 [土木管理課]	障害者団体との意見交換を通じて交通安全施策の充実を図るため、「障害者交通安全等意見交換会」を実施します。	・令和4年12月20日（火）「障害者交通安全等意見交換会」を実施しました。	A	「障害者交通安全等意見交換会」を開催し、交通安全施策の充実を図ります。
	113	あんしんバリアフリーマップの運営 [厚生課]	平成２２年度作成のバリアフリーマップの充実を図るため、施設等の更新及び新規施設等の調査を実施します。	・バリアフリーマップの現在掲載施設は194か所です。 ・「ことばの道案内」の新規作成を行い、掲載施設が75施設となりました。	A	・バリアフリーマップの随時更新・修正を行います。 ・既存の情報の運営・更新に加え、「ことばの道案内」に新たな施設を追加し、充実を図ります。

ア フ リ ー の ま ち づ く り の 推 進	114	江東内部河川整備事業 [都市整備課]	墨田区の水辺を十分に活かし、都市生活に うるおいとやすらぎを与える水と緑の骨格 軸を整備します。	横十間川（天神橋～神明橋：西側）において、遊歩道整 備工事（照明灯設置工事）を実施しました。	A	横十間川（天神橋～神明橋：西側）において、遊歩道整 備工事（橋台地整備等）を進めます。
	115	北十間川・隅田公園観光回遊路 整備事業 [都市整備課]	北十間川西側区間（隅田川～東武橋付近） の親水テラス整備等を行うことで、うるお いやすらぎが実感できる空間をつくりま す。	北十間川（源森橋～小梅橋：南側）の親水テラス整備を 実施しました。	A	吾妻橋二丁目河川用地に照明灯を設置します。
	116	交通バリアフリー事業 [厚生課]	全ての人が安全かつ快適に駅を利用できる ように、鉄道事業者に対し補助を行い、鉄 道駅のバリアフリー化を促進します。	京成電鉄押上駅ホームドアの整備に対する助成行い、安 全性向上の促進を図った。	A	京成電鉄押上駅ホームドアの整備について補助を行い、 鉄道駅のバリアフリー化を促進します。
ウ 安 全 ・ 安 心 な 暮 ら し の 支 援	117	緊急通報・火災安全システムの 設置 [障害者福祉課]	ひとり暮らしの重度身体障害者が急病時等 の緊急事態に陥った際に、家庭内に設置し た発信機により「受信センター」に通報が 入り、現場急行員の急行指示や東京消防庁 へ救急車等の出動を要請します。また、平 常時には健康・介護相談やお伺いコールを 行います。	・ 利用登録者数 民間型緊急通報システム 13人	A	利用登録者見込み件数 民間型緊急通報システム 13人
	118	家具転倒防止・ガラス飛散防止 器具取り付け事業 [防災課、障害者福祉課]	地震による被害の軽減を図るため、家具転 倒防止器具やガラス飛散防止フィルムを取 り付けます。	・ 実績件数（障害者福祉課） 家具転倒防止 1件 ガラス飛散防止 1件	A	予定件数 家具転倒防止 17件 ガラス飛散防止 10件
	119	災害時要配慮者サポート隊の結 成支援 [防災課]	住民の助けあいにより、災害時に支援が必 要な人の手助けをする「災害時要配慮者サ ポート隊」を各町会に結成し、住民の助け あいシステムを通じて、障害者や高齢者等 の災害時の安全確保を図ります。	・ 未結成の町会・自治会へ結成を促しました。 全171町会・自治会のうち、148町会・自治会で結成済 です。	A	・ 引き続き、未結成の町会・自治会への結成を依頼して いきます。 ・ 新たにサポート隊を結成した町会・自治会は支援資器 材助成の対象とします。
	120 ☆	地域社会における障害者救護体 制の充実 [防災課、障害者福祉課]	・ 町会等のサポート隊結成を促進し、要配 慮者避難支援プランに基づく個別支援ブラ ンの作成に取り組みます。 ・ 大規模水害に対応した要配慮者の事前避 難について、障害者や高齢者の避難支援に 取り組みます。 ・ 区民防災訓練や地域防災活動拠点会議等 を通じ、避難所の救護体制の充実を図りま す。 ・ 民間事業者等との協定締結を推進し、福 祉避難所を積極的に確保していきます。	・ 避難行動要支援者名簿を更新しました。 ・ 協定締結している警察署、消防署、消防団、社会福祉 協議会、民生委員・児童委員と避難行動要支援者名簿の 交換を行いました。 ・ 要配慮者支援事業（モデル事業）をふまえ、「要配慮 者個別避難支援プラン」作成支援マニュアルを作成しま した。	A	・ 避難行動要支援者名簿を更新し、名簿の交換を行いま す。また、墨田区要配慮者避難支援プランに基づき、救 護体制の充実を図ります。 ・ 福祉避難所の確保について、引き続き、充実を図りま す。 ・ 「要配慮者個別避難支援プラン」作成支援マニュアル を全区に展開し、プランの作成を促進します。 ・ 今後、現行の墨田区要配慮者避難支援プランの改定を 検討します。 ・ 福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府）の改 定に合わせ、必要な対応を庁内で検討します。
	121	ふれあい収集（ごみの収集）の 実施 [すみだ清掃事務所]	障害者のみの世帯のうち、自らごみを集積 所などに持ち出すことが困難で、近隣等の 協力が得られない場合、ごみの収集を支援 します。	・ 利用世帯数 5件 （障害者世帯分、令和4年度実績）	A	利用世帯見込み数 延べ95世帯 障害者のみの世帯の生活を支援する観点から、引き続き 事業を実施します。
ウ 安 全 ・ 安 心 な 暮 ら し の 支 援	122	ヘルプカードの配布 [障害者福祉課]	障害者が災害時や緊急時に周囲の人に手助 けをもとめるためのヘルプカードの配布を 行います。	・ 区庁舎3階障害者福祉課窓口、向島・本所保健セン ター及び各出張所で配布しました。	A	引き続き配布と普及啓発を行います。

支援	123	防犯パトロールカーによる巡回 警備の実施 [安全支援課]	犯罪の発生を未然に防ぐため、警察車両に類似の塗装を施し青色回転灯を搭載した2台の防犯パトロールカーで、毎日、区内全域の巡回パトロールを実施しています。この事業を通じて、障害者の安全・安心の確保を図ります。	・巡回時間はそれぞれ9：00～17：00と17：00～翌日2：00で、区内全域を巡回しました。	A	引き続き関係部署と連携しながらパトロールを実施していきます。
	124	消費者問題に関する啓発の実施 [産業振興課]	障害者（施設）に対し、悪質商法の手口や消費生活のトラブルなどの情報提供を行い、くらしの安全と消費生活向上を図ります。	・「墨田区消費者ニュース」を毎月HPに掲載し、年4回（6月、9月、12月、3月）は高齢者向けに各回区施設等へ1,000部配布しました。	A	・「墨田区消費者ニュース」を毎月HPに掲載し、年4回（6月、9月、12月、3月）は高齢者向けに各回区施設等へ1,000部配布します。

（基本目標7）サービスの質を確保する口

施策の 方向	事業名（☆重点事業）		事業内容	令和4年度事業実績	事業評価	令和5年度 事業計画
ア 所 適 正 な 支 援 ア 適 正 な 事 業 所 運 営 の 支 援	125	障害福祉サービス苦情対応体制 の機能強化 [厚生課]	・すみだ福祉サービス権利擁護センターにおける、福祉サービス利用に際しての苦情対応体制の機能強化を図ります。 ・必要に応じて、専門家による苦情解決第三者機関「すみだ福祉サービス苦情調整委員会」が、苦情解決にむけて事業者との調整を行います。	・相談/問い合わせ件数29件 ・苦情調整委員会 0回開催 [社会福祉協議会]	A	パンフレット配布などを通じて利用促進を図ります。[社会福祉協議会]
	126 ☆	障害福祉サービス第三者評価制 度の推進 [厚生課、障害者福祉課、保健予防課]	第三者の評価機関が、専門的・客観的な立場から、福祉施設のサービス等を評価し、その結果を公表する「福祉サービス第三者評価制度」を推進します。	・受審件数 区立障害者施設0施設 [厚生課] ・受審件数 民間障害者福祉関連事業所2施設 [障害者福祉課] ・受審件数 民間障害者福祉関連事業所 1施設 [保健予防課]	A	・区立施設は3年に1回の周期で第三者評価を受審しています。 今年度は、区立障害者施設7施設が第三者評価を受審する予定です。 また民間事業所に対しては、他の事業で補助の対象となっていないものについて、受審経費補助を実施します。[厚生課] ・区内の障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所に受審経費補助を実施します。[障害者福祉課、保健予防課]
	127	民間障害福祉サービス事業所へ の運営支援 [障害者福祉課、保健予防課]	障害者に作業指導や生活支援等を行う民間法人が運営する事業所に対し、運営費の助成を行い、事業所の充実を支援します。	・7事業所への運営支援 [障害者福祉課] ・10事業所への運営支援 [保健予防課]	A	・7事業所への運営費の助成を行います。[障害者福祉課] ・10か所の民間事業所を対象に、運営費の助成を行います。[保健予防課]
	128	指導監査の実施 [厚生課、障害者福祉課、保健予防課]	障害福祉サービス事業所等の運営の適正化を図るため、指導監査を行います。	・実地指導 20事業所（36事業） 【厚生課】	その他	「令和5年度 墨田区障害福祉サービス事業者等指導実施方針」を踏まえ、東京都、関係区市町村、区内関係各課等と適宜連携しながら指導監査を実施します。
	129	事業所連絡会の開催 [障害者福祉課、保健予防課]	サービス提供やケアプラン作成の適正化を支援するとともに、区と事業所及び事業所間の情報共有を図るため、各種の事業所連絡会を開催します。	事業所連絡会の実施 6回	A	事例検討会や研修を実施し、サービス提供及びケアプラン作成の適正化を支援するとともに、区と事業所及び事業所間の情報共有を図るため、各種の事業所連絡会を開催します。

イ 事業者や団体の支援	130	事業所の人材育成・ICT化等の支援 [障害者福祉課]	・区内事業所に対し、事業運営安定化やICT化、感染症予防等に係る研修等の支援を行います。 ・障害者を介護する人材の育成研修や、事業所のICT化・介護ロボットの導入等について、研修や助成金等に関する情報提供を行います。	・ 障害者関係研修等の情報を事業所等に提供しました。	A	・ 障害者関係研修等の情報を事業所等に提供します。
	131	心身障害者団体への運営費補助の実施 [障害者福祉課]	墨田区障害者団体連合会を通じて、心身障害者団体の運営を支援します。	・ 墨田区障害者団体連合会への補助を通じ、各団体の運営及び自主活動を支援しました。	A	引き続き実施します。
	132	精神障害者・家族への支援 [保健予防課、向島保健センター、本所保健センター]	精神障害者本人やその家族が、正しく病気を理解し交流することで、地域で安定して生活できるように支援します。	・ 家族会 向島：6回42名 本所：6回49名 ・ 講演会 向島：4回71名 本所：2回41名	A	引き続き実施します。
	133	難病患者への支援 [保健予防課、向島保健センター、本所保健センター]	難病患者本人やその家族が、正しく病気を理解し、交流をすることで、地域で安定して生活できるよう支援します。支援のための関係機関による協議の場を設けます。	・ 相談 向島：124件 本所：180件	A	引き続き実施します。
	134	高次脳機能障害の患者・家族への支援 [保健予防課、向島保健センター、本所保健センター]	・ 交通事故等で脳機能に障害を受けることによって起こる高次脳機能障害について、区民や企業等に理解の推進を図ります。 ・ 高次脳機能障害の人の地域での自立生活、家族への支援を実施します。	・ 患者・家族の会への補助金 交付額 2,303,000円 ・ 関係機関ネットワーク会議 1回	A	・ 患者・家族の会への補助を実施します。 ・ 関係機関ネットワーク会議を開催します。

ウ ボ ラ ン テ ィ ア の 育 成	135	ボランティア育成講座の実施 [ひきふね図書館、厚生課]	・視覚障害者等への図書館サービスを充実するため、音訳者等を養成する講座を開催します。 ・ボランティア講座やボランティア講習会等を開催し、区民ボランティアを育成します。	実施・音訳講習会（初級） 全8回 ・デイジー講習会 全3回 ・保護者向け読み聞かせ講座 リーフレット配布 ・施設職員向け読み聞かせ講座 リーフレット配布 ・音訳講習会（現任） 全2回 ・高齢者読み聞かせ講習会（現任） 全1回 中止・宅配ボランティア養成講座 全1回 ・障害児読み聞かせ講習会 全1回 ・特別支援学級・施設職員向け読み聞かせ講座 全1回 ・ボランティア交流会（音訳） 全1回 [ひきふね図書館] ・令和3年度継続手話講習会 ・初級（朝・夜）各26回 ・中級（朝）26回（夜）27回 ・上級（朝・夜）各26回 ・手話講習会フォローアップ講座及び入門講座 ・入門（朝A・朝B）各5回 ・入門（夜A・夜B）各5回 ・初級フォロー（朝・夜）各10回 ・中級フォロー（朝・夜）各10回 ・点訳講習会 昼 20回・夜20回 ・音訳講習会 22回 ・要約筆記講習会 10回 ・手話体験講座、点訳・音訳体験講座 各1回 ・ボランティア入門講座 2回 ・災害ボランティア講座 2回 ・小学生ボランティアスクール 8校 13回・中学生ボランティアスクール 1校 1回 ・ボランティアスクール 1回 ・ハンディキャップ安全運転講習会 2回 ・ボランティア説明会 10回 ・夏体験ボランティア 参加者93人 [すみだボランティアセンター]	A	・音訳者等のボランティアを養成する講座を実施します。 ・音訳講習会（初級） 全8回 ・音訳講習会（現任） 全1回 ・デイジー講習会 全3回 ・高齢者読み聞かせ講習会（現任） 全1回 ・障害児読み聞かせ講習会 全1回 ・ボランティア交流会（音訳） 各1回 ・保護者向け読み聞かせ講座 リーフレット配布 ・特別支援学級・施設職員向け読み聞かせ講座 全1回及びリーフレット配布 [ひきふね図書館] ・引き続き各講座等を実施します。 ・手話講習会 ・初級（朝・夜）各40回 ・中級（朝・夜）各40回・上級（朝・夜）各40回 ・点訳講習会 昼20回・夜20回 ・音訳講習会 21回 ・要約筆記講習会 10回 ・手話体験講座、点訳・音訳体験講座 3回 ・ボランティア入門講座 2回 ・災害ボランティア講座 2回 ・小中高校生ボランティアスクール 1回 ・ボランティアスクール 1回 ・ボランティア説明会 10回 ・ハンディキャップ安全運転講習会 2回 ・夏体験ボランティア 実施予定 [すみだボランティアセンター]
	136	ボランティアに対する支援 [総務課、ひきふね図書館、障害者福祉課]	・ボランティア活動中の不測の事故に対する補償をするために、区が保険の掛け金を全額負担する墨田区ボランティア保険制度でボランティア活動を支援します。 ・対面朗読、録音図書・点字図書・拡大写本製作に係わる奉仕者に対し、謝礼を支払います。 ・区が主催または共催する事業に協力するボランティアに対し、交通費等の費用の一部を支弁します。	・事故件数 2件 補償金額 54,000円 [総務課] ・対面朗読、録音図書・点字図書・拡大写本製作に係わる奉仕者に対し、謝礼を支払いました。 従事音訳者 50人 支払額 581,250円 従事点訳者 12人 支払額 61,220円 [ひきふね図書館] ・すみだスマイル・フェスティバル従事者に交通費等の費用の一部を支弁した。13人×1,000円＝13,000円 [障害者福祉課]	A	・ボランティア保険制度：継続します。[総務課] ・ボランティア（音訳者・点訳者・拡大写本製作者）に対し、奉仕謝礼を支払います。[ひきふね図書館] ・引き続き、ボランティア協力者に対し交通費等の支弁を実施します。[障害者福祉課]

墨田区障害者行動計画（第5期）

令和4年度実績報告
令和5年度実績報告

墨田区福祉保健部障害者福祉課
墨田区吾妻橋一丁目23番20号
電話 03（5608）6217
FAX 03（5608）6423